

# 公共測量成果(河川LPデータ等)の使用承認について

中部技術事務所

## 改正測量法(第42条第3項)【申請窓口の一元化】

公共測量の測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務の国土地理院の長への委託

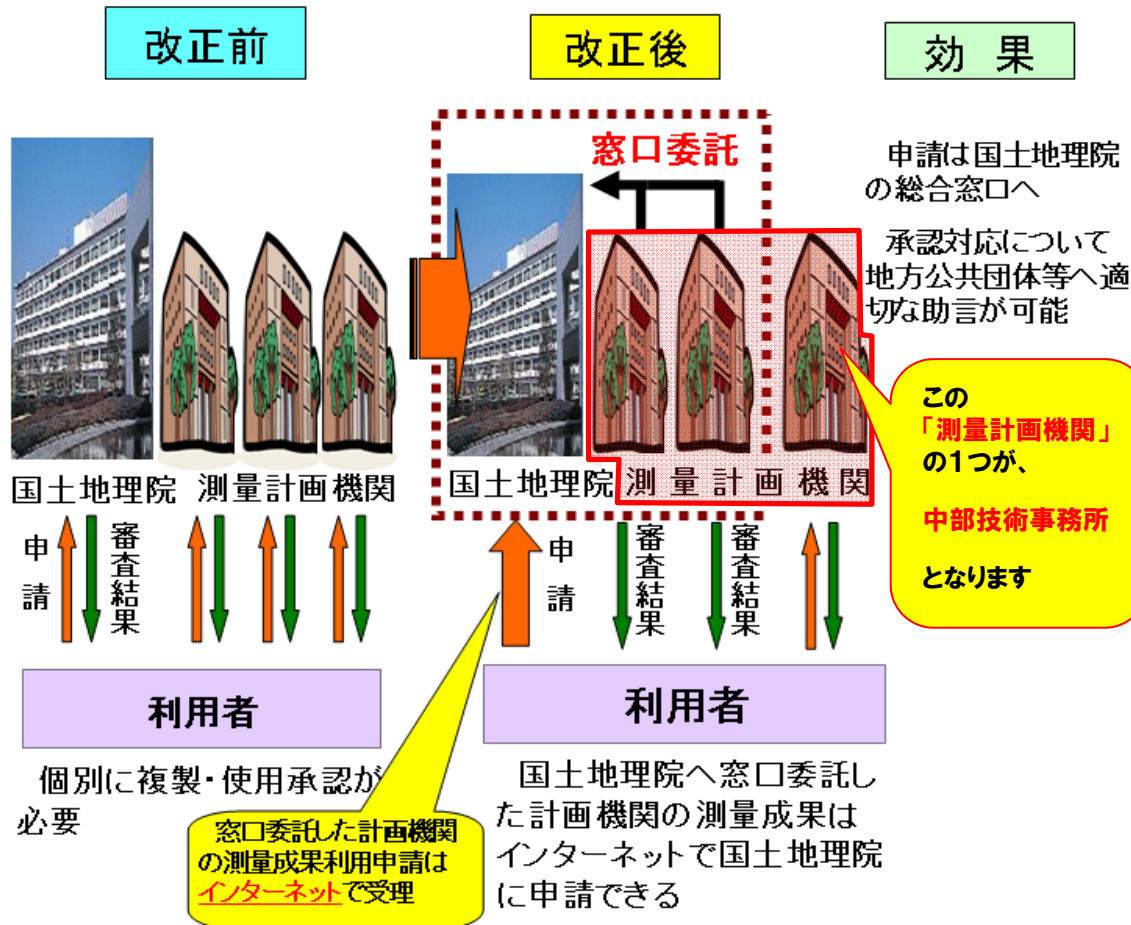


図1 申請窓口の一元化

出展: 国土地理院HPより

### 【はじめに】

平成19年に、測量成果の複製・使用承認に係る手続を合理化し、測量成果の流通促進を図ること等を目的に測量法が改正されました。

改正測量法第42条第3項により、公共測量成果の複製・使用承認申請の受理に関する事務を測量計画機関から国土地理院に委託できるようになりました。(以下、この申請の受理に関する事務の国土地理院への委託を「窓口委託」といいます。)

これにより、利用者が測量成果の複製・使用承認の申請を行う際、個々の測量計画機関あてではなく国土地理院に申請できるようになりました(図1参照)。

また、窓口委託した測量計画機関における承認決裁手続も省力化されるようになりました。

測量成果利用のインターネット申請

測量成果ワンストップサービス

を利用した申請が可能

# 測量成果ワンストップサービスを含む『河川LPデータ』の申請対応

中部技術事務所

## 【測量成果利用申請ワンストップサービスシステム】

国土地理院では、この制度の効果的な運用を図るため、利用者がインターネットにより申請できる測量成果利用申請のワンストップサービスシステムを構築し、平成21年4月にサービスを開始しました。

このサービスは、国土地理院が受理した公共測量成果の複製・使用承認申請について予備的な審査を行い、その結果を申請書に添えて窓口委託した公共測量計画機関に送付するものです(図2参照)。

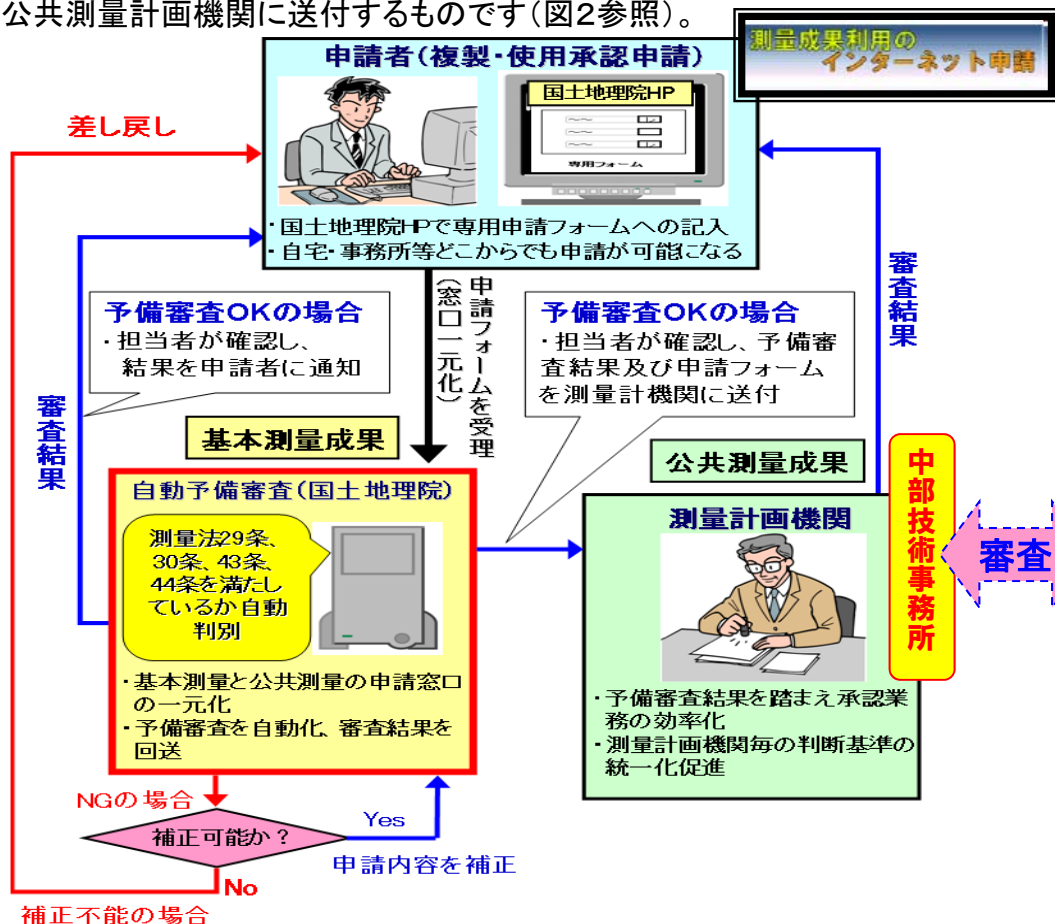


図2 ワンストップサービスにおける複製・使用承認の自動予備審査  
出展: 国土地理院HPより

## 測量計画機関における審査について

### 『中部技術事務所』の申請対応

- 「測量成果ワンストップサービス」を利用、又は、これに準じた申請等の場合

国土地理院による予備審査結果を踏まえ、中部技術事務所(環境共生課)で対応します。

具体的には、「中部技術事務所」内での審査、決裁完了後に、中部技術事務所から申請者と国土地理院に、審査結果(測量成果使用承認書)をメールで送信します。

又は、これに準じた申請とは...

申請様式(紙)を、直接「中部技術事務所」へ持ち込まれた場合等についても基本的には上記と同様に対応いたします。

# 公共測量成果の申請から承認までの流れ

(測量法第43条・第44条)

中部技術事務所

出展: 国土地理院HPより

流れ	手続	ワンストップサービスの手続の内容
1	測量成果利用申請ワンストップサービスにアクセス	国土地理院ホームページ『電子申請』内の【測量成果利用申請のワンストップサービス】にアクセスする。 <a href="https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/">https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/</a>
2	必要事項を記入	上記ウェブサイトが提示する選択肢の中から、希望に添った測量成果を選び、利用目的及び加工方法を選ぶ。 この時点で申請不要になる場合もある。
3	申請書の予備審査	ワンストップサービスのシステム内部で、自動予備審査(国土地理院の審査基準)が行われる。
4	申請書の転送	国土地理院(onestop@gsi.go.jp)から電子メールで、 <b>測量計画機関</b> (登録しているメールアドレス)に、申請書(地理院サイトで申請者が記入した内容)とともに自動予備審査の結果が送付される。 『 <a href="#">国土地理院から送付するメール文の例</a> 』『 <a href="#">申請書の例</a> 』
5	申請書の審査 ※	測量計画機関の担当者が、申請書の審査を行う。 自動予備審査を活用すれば、審査の所要時間は大幅に軽減できる。 (国土地理院の承認取扱要領を準用していれば実質的に審査不要となります。また、独自に審査基準を定めていけば、それを考慮いただくこととなります。)
6	承認書の送付 ※	審査結果が良好であれば、測量計画機関内で承認書の決裁を行い、決裁終了後申請者に電子メールで送付する。 (その際、国土地理院に措置済みであることを通知する。)
7	承認書の受領 複製・使用の実施	申請者は承認書を受領し、申請対象の測量成果を複製または使用して新たな成果品を作成する。その際、成果品に承認番号を記載する。
8	成果品の提出	申請者は、測量計画機関に成果品を1部提出する。
9	成果品の確認 ※	測量計画機関は、申請書に記載の仕様、加工方法で作成しているか確認する。

注) 申請者の行う手続きは「1・2, 7・8」で、国土地理院、**計画測量機関(中部技術事務所※)**は「3・4、5・6, 9」です。